

入所・入居系施設における新型コロナウイルス感染防止対策に係るアンケート結果について

(調査対象) 鳥取県西部地区の障がい者入所・入居系施設
対象数27、回答数22(回答率81%)

(調査期間) 令和2年12月

○事業所(法人)独自のマニュアル作成

作成済	未作成			計	作成済	作成予定
		作成予定	厚労省マニュアルを利用			
18	4	4	0	22	82%	18%

○感染者発生時のシミュレーション(想定訓練)

実施済	未実施			計	実施済	実施予定
		実施予定				
7	15	10		22	32%	45%

○陽性患者発生時の施設内の連絡体制

構築済	今後検討予定	未回答	計	構築済	今後検討予定

障がい者施設(入所・入居系)における感染防止対策

(1)施設における感染防止対策(日々取り組んでいること)

①利用者の健康管理

体温測定、バイタルチェック
健康状態の観察
定期的及び随時の診察
食事前の手洗い、手指消毒
玄関に非接触体温計を設置し、外出帰宅時に各自検温

○ご回答いただいた全ての施設で、利用者の体温測定、健康状態の確認を実施されています。
○食事前は、食堂に入る前に手洗いを行うことが望ましいとされていますが、利用者の状況や職員体制等により難しい場合は、ウエットティッシュ、使い捨ておしぼり等で手を拭くことも効果があります。
(参考)厚生労働省 介護現場における感染対策の手引き P31 利用者の手指の清潔

②職員への指導

出勤前の検温、健康チェック
体調不良時はすぐに報告
マスク着用
手指消毒の徹底(1ケア1手洗い、各職員が手指消毒用アルコールを携帯等)
不要不急の外出、県外への外出、帰省を自粛(行動指針に従った報告、朝礼時の周知徹底など)

○ご回答いただいたほぼ全ての施設で、出勤前の検温、健康チェック、マスク着用、手指消毒を実施されています。
○マスクは、きちんと鼻が隠れるように着用し、マスクの表面を触らないようにすることが重要です。
○各職員が手指消毒液を携帯しこまめに消毒する、休憩場所、時間を分散することも有効です。
○発熱や呼吸器症状がある場合には来所・出勤しない等のルール化を検討してください。
また、症状軽快後に職員が勤務に復帰する際のルール化も検討してください。

(参考)鳥取県 高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)

P1 マスク着用の徹底、 P3 利用者・職員への健康管理(体温計測等)の徹底と県等への報告
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1234491/guidelines2.pdf>

③その他の取組

定期的な換気(利用者への声掛け、全館放送等)、空気清浄機の設置
手すり、ドアノブ、食卓テーブル等共有部分の消毒
職員用パソコン、タブレット、机、椅子等の消毒
研修会(Web受講)、防護具の着脱訓練の実施
感染予防対策委員会で感染予防対策について協議
アクリル板を食堂内各テーブルに設置

○ご回答いただいたほぼ全ての施設で、定期的な換気を実施されていますが、換気が1日2～3回の施設も多くみられます。

○換気は2方向を開放し、1時間に1回10分、できれば30分に1回5分行うことが望ましいですが、特に冬季は室温が大きく変化するため、常時窓を5cm程度開けておくことも有効です。

○ご回答いただいたほぼ全ての施設で、利用者がよく触れる場所や、職員の共有物品の消毒を実施されています。

(参考)消毒・除菌方法 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

○防護服の着脱は、特に脱ぐ順番が重要です。着脱場所に写真付きの手順を掲示し、1つずつ手順を確認しながら着脱しましょう。平時から繰り返し訓練をしましょう。

(2)感染者発生時の対応策

①感染対応マニュアル等の作成…82%が作成済、18%が今後作成予定

②感染者発生時のシミュレーション(想定訓練)の実施…32%が実施済、45%が今後実施予定

③陽性患者発生時の施設内の連絡体制…68%が整備済、9%が今後検討予定

○アンケートを実施した令和2年12月時点では、感染対策マニュアルは作成しているが、感染者発生時のシミュレーションは未実施の施設が多くみられます。

○令和3年度報酬改定で、全ての事業者に、感染症対策の指針の整備等に加え、シミュレーションの実施が義務づけられます。(3年の経過措置期間あり)

○感染者発生時は、利用者・家族・職員及び関係事業所への連絡、保健所の積極的疫学調査への協力、濃厚接触者のケア等、様々な対応が必要となります。

・他の保健・医療・福祉サービス事業所と迅速に連絡できる体制
・接触者リスト、施設図面、ケア記録、勤務表、施設内の出入り業者一覧・記録等が整備されているか確認し、備えましょう。

(参考)

・ガイドラインP4 利用者ごとのサービス利用状況の把握と連絡体制の確立、積極的疫学調査時に必要な情報の整理、P6 高齢者施設等内で濃厚接触者(PCR検査陰性)等が発生した場合の対応に関するポイント

・鳥取県 高齢者施設における新型コロナウイルス感染疑い者発生想定対応シミュレーション動画
とっとり動画ちゃんねる https://youtu.be/7Vo_74WOBBU

新型コロナウイルス感染症特設サイト <https://www.pref.tottori.lg.jp/291417.htm>

・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション ～机上訓練シナリオ～
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

(3) 面会者への対応(面会制限の有無と面会時の感染防止対策)

玄関対応、別室対応
地域の感染流行状況に応じて面会可、原則不可、不可の対応を決定
オンライン面会の実施
施設入口前の面会スペースで面会。玄関前の窓口で検温と問診票記入、時間を制限、山陰両県の方のみ
利用者と面会者の間に仕切り(透明なシート)を設けている
マスクを着用し

令和2年12月時点では、多くの施設が面会時の感染防止対策(検温、体調確認、感染流行地域への外出の有無の確認、手指消毒、マスク着用等)を行い、場所、時間を制限するなどし、面会を実施されています。

(4) 委託業者への対応(立入の制限の有無とその内容)

玄関先での検温、手指消毒、立入記録簿記入
荷物等の搬入は玄関ロビーまで(あるいは搬入場所のみ限定)としている。立ち入りはやむを得ない場合は、検温、マスクの着用、手指消毒を行い、短時間の立ち入りとなるよう求めている。
感染流行地域からの出入りを禁止

多くの施設が、可能な限り玄関で荷物の受け取り等に対応されています。
立入が必要な場合は、検温、手指消毒、立入記録簿への記入、マスク着用等の感染防止対策をとってられます。

社会福祉施設等における検体採取についてのアンケート結果について

(調査対象) 鳥取県西部地区の障がい者入所・入居系、通所系施設

対象数131、回答数83(回答率63%)

(調査期間) 令和3年2月

○検体採取の可否

入所・入居系

可能	不可	未確認			計
		依頼予定有	依頼予定無	不明	
8	4	5	2	0	19

可能

42%

通所系

可能	不可	未確認			計
		依頼予定有	依頼予定無	不明	
18	20	22	12	0	72

可能

25%

同一事業所で入所系・通所系サービスを実施している事業所があるため、合計は回答済の事業所数83と一致しない

新型コロナウイルス陽性者が発生した場合、陽性者と接触のあった職員、利用者ともに幅広く検査を受けていただきます。

通所系施設で陽性者が発生した場合の検体採取方法について、利用者が自宅で唾液を採取することは可能か、PCR検査会場に移動が可能か等を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。